

禁止広告物、禁止区域及び許可地域等について

□禁止広告物

下記のような広告物は表示することができません。

- ① 著しく汚れ、退色し、又は塗料等が剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑤ 道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの

□禁止地域とは

禁止地域とは、良好な景観の形成又は風致の維持及び公衆に対する危害を防止する観点から、広告物の表示を禁止している地域で、この地域には原則として広告物を表示することは出来ません。

ただし、自家用広告物など一部の広告物については、この禁止地域の規制を除外しているものがあります。

- ◆ 古墳及び墓地の地域
- ◆ 九州縦貫自動車道から展望できる地域で 両側 500m未満の範囲にある地域（ただし、国勢調査の結果公表される人口集中地区を除く。）
- ◆ 九州新幹線から展望できる地域で両側 500m未満の範囲にある地域（新幹線駅周辺 500m未満の範囲、および人口集中地区等を除く。）
- ◆ 景観形成重点地区及び市長が指定するその周辺の地域

□禁止物件とは

広告物が信号機、歩道柵などの道路の付帯設備に表示されると、自動車の安全な運行に支障をきたすおそれが高くなり、事故の発生も考えられます。

また、街路樹や電話ボックスに表示された場合は、街の美観を著しく損なうことになります。

そのため、公衆に対する危害の発生の防止あるいは良好な景観の形成又は風致の維持を図る目的から広告物の表示を禁止する物件を定めています。

○ 広告物を表示してはならない物件（抜粋）

- ◆ 重要文化財（建造物）
- ◆ 景観重要建造物、景観重要樹木
- ◆ 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯

- ◆ 街路樹、路傍樹及び保存樹
- ◆ 信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー
- ◆ 電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト・・・他

○ 立看板、はり紙、はり札等を表示してはならない物件

- ◆ 街路灯柱、電柱、その他これらに類するもの

□許可地域とは

禁止地域以外の地域は許可地域となります。

適用除外広告物に該当する場合は、許可が必要でない場合もあります。

□適用除外広告物とは

屋外広告物の範囲は非常に広く、一般家庭の表札や日常的な慣習や祭礼のための広告も含まれることから、これらをすべて一律に規制すると社会生活に支障を来すことも考えられます。

そこで、社会生活を営むうえで最低限必要な広告物については、一定の基準内で禁止地域や許可地域の規制の対象から除外されています。

・適用除外となる自家用広告物

自家用広告物とは自己の事業所などの建物やその敷地内に自己の氏名や名称（会社名等）、事業内容などを表示する広告物です。

従って、実際に事業所として使用され、事業内容を示すものであれば、土地の所有権にかかわらず自家用広告物に該当します。

次の基準を満たす自家用広告物は、許可地域又は禁止地域であっても、許可を得ずに表示又は設置することが出来ます。

【自家用広告物の適用除外基準】

◆ 禁止地域の区域

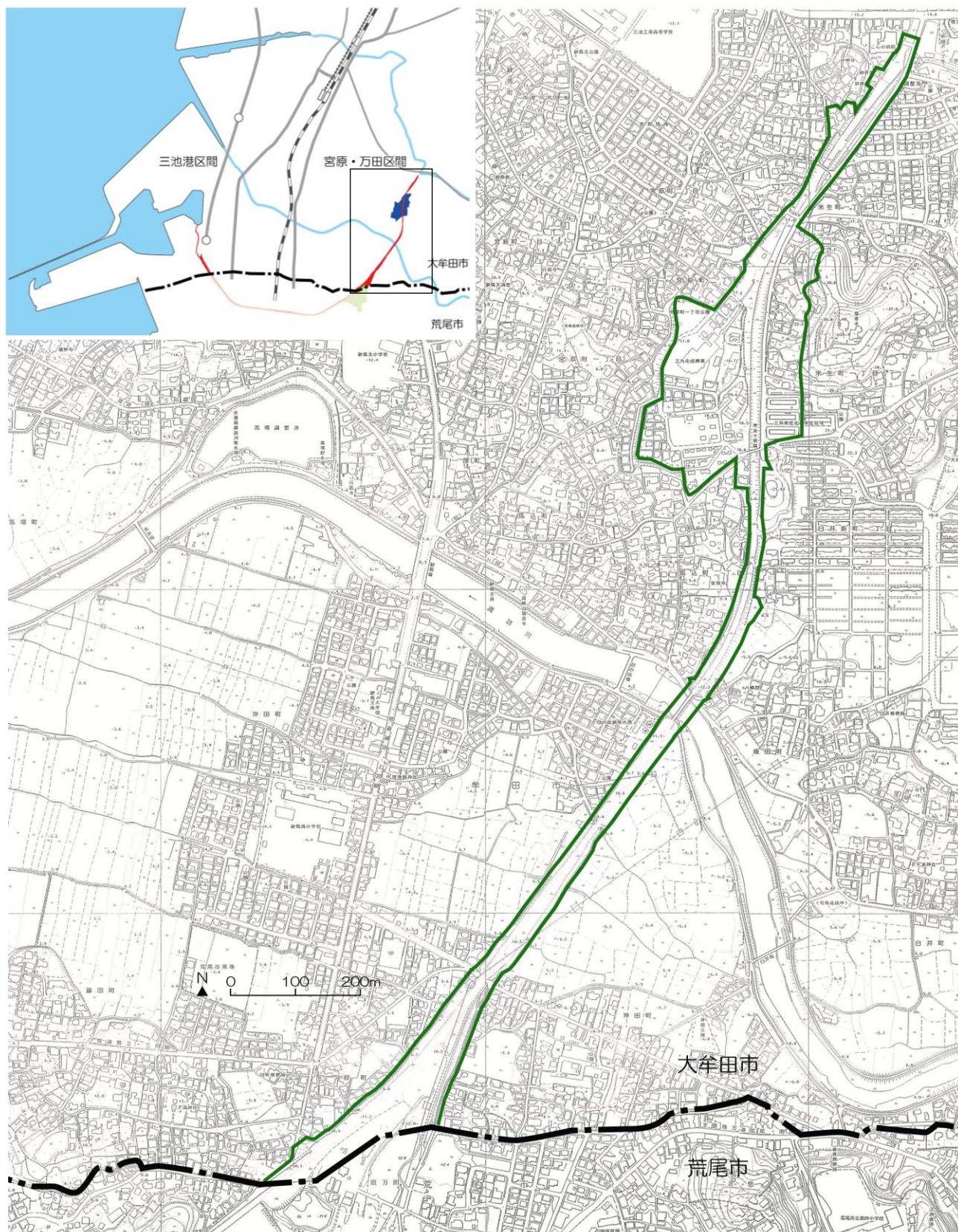
- ・表示面積の合計が **5 m²以内** であること
- ・ただし、許可を受ければ 15 m² 以内まで表示することができます。

◆ 許可地域の区域

- ・表示面積の合計が **15 m²以内** であること
- ・表示面積の合計が 15 m² を超える場合は、許可が必要になります。

景観形成重点地区及び市長が指定するその周辺の地域

(1) 宮原坑跡周辺地区及び旧三池炭鉱専用鉄道敷地区（宮原・万田区間）



(2) 旧三池炭鉱専用鉄道敷地区域(三池港区間)

